

○牧之原市教育委員会傍聴人規則

平成17年10月11日
教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月27日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を告げて教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴の不許可)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の牧之原市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第3号、第5条及び第6条の規定は適用せず、この規則による改正前の牧之原市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第3号、第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。